

養子縁組許可の申立てについて

旭川家庭裁判所

1 養子縁組許可とは

未成年者を養子とする場合又は後見人が被後見人を養子とする場合は、家庭裁判所の許可が必要です。ただし、自己又は配偶者の直系卑属(子や孫等)を養子とする場合は家庭裁判所の許可は必要ありません。

なお、未成年者を養子とする場合で、養親となる方に配偶者がいる場合は、原則として、夫婦が共に養親となる縁組とする必要があります。

2 申立人(申立てができる方)

養親となる方(ご夫婦で養親となる場合は連名での申立てとなります。)

3 申立先

養子となる方の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる必要があります。

4 申立てに必要な費用

- 収入印紙 養子となる方1人につき800円(未成年後見人が自己又は配偶者の直系卑属(子や孫等)以外の未成年被後見人を養子にする場合は1600円)
- 郵便切手 110円×5枚 (合計550円分)

5 申立てに必要な書類

- 申立書
- 申立人(養親となる方)、養子となる方の戸籍謄本(全部事項証明書)
- 養子となる方が15歳未満の場合は、代諾者(親権者、未成年後見人)の戸籍謄本(全部事項証明書)

代諾者とは、養子となる者が15歳未満の場合に、その者に代わって養子縁組の承諾を与える者で、養子となる者の親権者や未成年後見人等の法定代理人がこれに当たります。

6 申立て後の手続

申立て後、養子縁組を許可することが未成年者の福祉にかなうかどうかについて、家庭裁判所の審理が行われます。審理に当たっては、未成年者の意向や生活状況の調査のため、家庭裁判所調査官による調査が行われます。また、資料等の提出をお願いしたり、事情をお伺いするために家庭裁判所にお越しいただくこともあります。